

働く妊婦の
皆さまへ

「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」設置中！

新型コロナウイルス感染症についてお困りの方はご相談ください

新型コロナウイルス感染症への感染について、不安やストレスを感じたり、通勤や働き方でお悩み、お困りの妊婦の方は、「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください。

在宅勤務や時差通勤が
できないかな。

主治医 から休業が
必要と診断された。
会社にどう伝えれ
ばいいんだろう。

母性健康管理措置、
母健（ぼけん）カードって
なに？



多くのお客さんと
接する仕事なので、
感染が不安。

休業中の給与は
支給されるのかな？
できれば有給で
お休みしたい。

会社に休業を申し出たら、
退職を勧められた。
働き続けたいのに、
どうすればいいのか。

母性健康管理指導事項 連絡カードとは？

妊娠中及び出産後の女性労働者が医師等から通勤緩和や休憩などの指導を受けた場合、その指導内容が事業主に的確に伝えられるようにするため、「母性健康管理指導事項連絡カード」を利用してください。

女性労働者からこのカードが提出された場合、事業主はカードの記載内容に応じた適切な措置を講じる必要があります。



「母性健康管理指導事項
連絡カード」の使用方法
など詳しい内容は
こちら！

特別相談窓口【令和2年10月1日～令和4年1月31日】

茨城労働局 雇用環境・均等室【相談・指導部門】水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階

☎029-277-8295 受付時間：8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日を除く）